

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度河内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

111,177 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	60,841	41,745	0	19,096	3,935
	介護保険	451,844	389,700	0	62,144	12,806
	後期高齢者医療	179,733	27,275	0	152,458	31,416
社会福祉	児童福祉	315,559	98,342	9,375	207,842	42,829
	老人福祉	6,485	0	0	6,485	1,336
	障害者福祉	4,538	3,629	0	909	187
	医療福祉	36,275	18,515	0	17,760	3,660
保健衛生	保健総務	49,072	0	0	49,072	10,112
	母子健康指導	5,985	2,217	0	3,768	776
	疾病予防	14,412	0	0	14,412	2,970
	健康づくり	5,580	0	0	5,580	1,150
合計		1,130,324	581,423	9,375	539,526	111,177

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。